

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 7 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和 40 年岩手県訓令第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(定義)		(定義)	
第 2 条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		第 2 条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1)・(2) [略]		(1)・(2) [略]	
(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。		(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。	
[略]		[略]	
5 広域振興局の部長及び地域支援課の職員	[略]	5 広域振興局の部長、特命参事及び地域支援課の職員	[略]
[略]		[略]	
7 広域振興局の職員で前2項に掲げる職員並びに局長、保健福祉環境技監、副局長及び特命参事以外のもの	[略]	7 広域振興局の職員で前2項に掲げる職員並びに局長、保健福祉環境技監及び副局長以外のもの	[略]
8 広域振興局総合支局の局長及び部長	[略]	8 広域振興局総合支局の局長、保健福祉環境技監、部長、特命参事、税務室長、北上総合支局農林部農村整備室長及び一関総合支局農林部農村整備室長	[略]
[略]		9 広域振興局総合支局の室長の職員（普及サブセンターの職員並びに農業改良普及室長及び花巻総合支局農林部農村整備室長以外の室長を除く。）	室長
9 [略]	[略]	10 [略]	[略]

10 広域振興局総合支局の職員で前2項に掲げる職員並びに保健福祉環境技監及び特命参事以外のもの	[略]
11 [略]	[略]
12 [略]	[略]
13 地方振興局の室の職員（普及サブセンターの職員及び盛岡地方振興局農政部八幡平農業改良普及室長以外の室長を除く。）	[略]
14 [略]	[略]
15 [略]	[略]
16 [略]	[略]
17 [略]	[略]
18 [略]	[略]
19 [略]	[略]
20 [略]	[略]
21 [略]	[略]
22 [略]	[略]
23 [略]	[略]
24 [略]	[略]
25 [略]	[略]
26 [略]	[略]
27 [略]	[略]
28 [略]	[略]

11 広域振興局総合支局の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	[略]
12 [略]	[略]
13 [略]	[略]
14 地方振興局の室の職員（釜石地方振興局農林部農業改良普及室及び普及サブセンターの職員並びに盛岡地方振興局農政部八幡平農業改良普及室長以外の室長を除く。）	[略]
15 [略]	[略]
16 [略]	[略]
17 [略]	[略]
18 [略]	[略]
19 [略]	[略]
20 [略]	[略]
21 [略]	[略]
22 [略]	[略]
23 [略]	[略]
24 [略]	[略]
25 中央農業改良普及センターの職員（広域振興局総合支局農業改良普及室兼務を命ぜられている職員及び軽米普及サブセンターの職員並びに所長及び副所長を除く。）	副所長
26 中央農業改良普及センター軽米普及サブセンターの職員	普及サブセンター所長
27 [略]	[略]
28 [略]	[略]
29 [略]	[略]
30 [略]	[略]
31 [略]	[略]

備考 改正部分は、 <u>下線の部分</u> である。
-----------------------------

附 則

この訓令は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。